第 76 号

熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例を次のように制定することとする。 平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

能本県情報公開·個人情報保護審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手続について定めるものとする。

(設置)

- 第2条 次に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 - (1) 熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第19条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。
 - (2) 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第6条第4項第4号、 第7条第3項第8号及び第5項第3号、第8条第2項第9号並びに第9条第2項第3 号の規定により、調査審議し、意見を述べること。
 - (3) 熊本県個人情報保護条例第26条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、 答申すること。
 - (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いについて調査審議し、意見を述べること。
 - (5) 前各号に掲げる事務のほか、情報公開及び個人情報(熊本県個人情報保護条例第 2条第1号に規定する個人情報をいう。第9条第5項において同じ。)の保護に関す る重要事項を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。ただし、前条第1号及び第3号に掲 げる事務の増加に対応するため知事が必要と認めるときは、4人以内に限り、委員の数 を増加することができる。

(委員)

- 第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解任することができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (会長)
- 第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長 が会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。

(特別委員)

- 第7条 審議会に、第2条第4号に掲げる事務に係る調査審議を行うため必要があるとき は、特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、当該事務に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 特別委員の任期は、当該事務に係る調査審議が終了するまでとする。
- 4 特別委員は、当該事務について会議を開き、議決する場合には、前条第2項及び第3 項の規定の適用については、委員とみなす。
- 5 第4条第4項及び第5項の規定は、特別委員について準用する。 (部会)
- 第8条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 第5条第3項及び第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5 条第3項及び第6条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、第5条第3項中「委員」 とあるのは「当該部会に属する委員又は特別委員」と、第6条中「審議会」とあるのは 「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び 特別委員」と読み替えるものとする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることが できる。

(審議会の調査権限)

- 第9条 審議会は、第2条第1号に掲げる事務に係る調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関(熊本県情報公開条例第20条に規定する諮問実施機関をいう。以下この項、第3項及び第4項において同じ。)に対し、審査請求に係る行政文書(同条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。次項及び第3項において同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、その求めを拒んではならない。
- 2 何人も、前項の規定により提示された行政文書について、その開示を求めることができない。
- 3 審議会は、第2条第1号に掲げる事務に係る調査審議を行うため必要があると認める ときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る行政文書に記録されている情報の内容を 審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよ う求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。第10条第2項、第13条第4項及び第15条において同じ。)又は諮問実施機関(第10条から第13条までにおいてこれらを「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 前各項の規定は、審議会が第2条第3号に掲げる事務に係る調査審議を行う場合について準用する。この場合において、第1項及び第3項中「第2条第1号」とあるのは「第2条第3号」と、第1項中「熊本県情報公開条例第20条」とあるのは「熊本県個人情報保護条例第27条」と、「行政文書(同条例第2条第2項に規定する行政文書をいう。次項及び第3項において同じ。)」とあるのは「個人情報が記録されている行政文書(同条例第2条第8号に規定する行政文書をいう。次項において同じ。)」と、第3項中「行政文書に記録されている情報」とあるのは「個人情報」と読み替えるものとする。

(意見の陳述)

- 第10条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人と

ともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第12条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による調査をさせ、又は第10条第 1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

- 第13条 審査請求人等は、審議会に対し、第9条第3項若しくは第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)又は第11条の規定により審議会に提出された意見書又は資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって電子計算機による情報処理の用に供されるものにあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したもの)の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。
- 2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの送付に 要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第14条 審議会の行う第2条第1号又は第3号に掲げる事務に係る調査審議の手続は、 公開しない。

(答申書の送付等)

第15条 審議会は、第2条第1号又は第3号に掲げる事務に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第17条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(罰則)

第18条 第4条第5項(第7条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県情報公開条例第19条第1項の規定により熊本県情報公開審査会に対してされている諮問又は改正前の熊本県個人情報保護条例第26条第1項の規定により熊本県個人情報保護審査会に対してされている諮問は改正後の熊本県情報公開条例第19条第1項の規定により審議会に対してなされた諮問又は改正後の熊本県個人情報保護条例第26条第1項の規定により審議会に対してなされた諮問とみなし、当該諮問について熊本県情報公開審査会又は熊本県個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(熊本県情報公開条例の一部改正)

3 熊本県情報公開条例の一部を次のように改正する。

「第5章 雑則(第34条—第38条) 目次中 を「第5章 雑則(第34条—第3 第6章 罰則(第39条) 」

8条) 」に改める。

第19条第1項中「熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に改める。

第22条から第29条までを次のように改める。

第22条から第29条まで 削除

第6章を削る。

(熊本県個人情報保護条例の一部改正)

4 熊本県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会(第35条—第40条)」を「第4章 削除」に改める。

第6条第4項第4号中「熊本県個人情報保護制度審議会(以下この章において「審議会」という。)」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)」に改める。

第25条の8中「及び第37条」及び「、第36条」を削る。

第26条第1項中「熊本県個人情報保護審査会(以下この節において「審査会」という。)」を「審議会」に改める。

第27条第1号中「及び第4章」を削る。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第35条から第40条まで 削除

第47条を次のように改める。

第47条 削除

(秘密保持義務等に関する経過措置)

- 5 熊本県情報公開審査会、熊本県個人情報保護制度審議会又は熊本県個人情報保護審査 会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務について は、前2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 附則第3項及び第4項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(熊本県手数料条例の一部改正)

7 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第625号の8中「熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)第26条第1項」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例(平成31年熊本県条例第号)第13条第1項」に、「情報公開審査会資料等交付手数料」を「情報公開・個人情報保護審議会資料等交付手数料」に改め、同項第625号の9を次のように改める。

(625)の9 削除

第6条の2中「熊本県情報公開条例第26条第1項、熊本県個人情報保護条例第39条第1項」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第13条第1項」に改め、同条第3号中「熊本県情報公開条例第22条第1項の熊本県情報公開審査会」を「熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の熊本県情報公開・個人情報保護審議会」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表第26の11中「、第625号の9」を削る。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

8 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。 別表第1手数料の項第564号の44中「情報公開審査会資料等交付手数料」を「情報公開・個人情報保護審議会資料等交付手数料」に改め、同項第564号の45を次の ように改める。

564の45 削除

(提案理由)

熊本県情報公開審査会並びに熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会を統合し、熊本県情報公開・個人情報保護審議会を設置するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。